

月報私学12

2018
Vol.252



学校法人 東邦大学は、医学部・薬学部・理学部・看護学部・健康科学部の5学部からなる大学、二つの付属中学校・高等学校、看護専門学校、三つの付属病院と二つのクリニックを有し、発展を続けています。平成27年に創立90周年を迎え、次なる100周年に向けて「選ばれる学校・選ばれる病院」であるべく、教育・研究・医療の質の向上及び経営基盤の強化を進めています。

写真提供：学校法人 東邦大学（東京都大田区）

CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果／
平成30年度 私立大学等経常費補助金第一次交付…………… 2
- 経営実務Q & A…………… 3
- 私立幼稚園の収支分析方法のご紹介…………… 4
- 連載⑤「魅力あふれる学校づくりを目指して」
「選ばれる学校」「選ばれる病院」を目指して…………… 6
- 災害復旧にかかる私学事業団の制度のご案内…………… 8
- 平成30年 共済業務の年間報告…………… 9
- 平成29年度 特定健康診査等の実施結果／平成30年7月豪雨にかかる加入者及び被扶養者の
一部負担金免除の措置を延長します／平成30年7月豪雨にかかる現地受付（災害見舞金等の請
求受付）の報告…………… 10
- 平成30年10月からマイナンバー制度における情報連携の本格運用を
開始しました（短期給付事業）…………… 11
- 被扶養者認定申請事例（父母の認定、外国籍の家族の認定）…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成30年の会計検査院实地検査は、29年11月から30年5月までの間に、大学法人24法人に対して実施されました。検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

【一般補助】

- ・当該年度の5月1日時点で休暇等により、当該年度に勤務しない期間が6か月を超えると判断される職員を算定の対象として申請していた。
- ・算定の対象とならない医療系の職員を含めて申請していた。

【特別補助】

- ・海外からの学生の受入れにおいて、当該年度の5月1日時点で「留学」の在留資格の確認ができない学生を含めて申請していた。
- ・戦略的研究基盤形成支援において、人件費支出（兼務職員給）に当該事業に専門的に携わる者に係る支出を含めて申請していた。

【改革総合支援事業】

- ・タイプ1の設問「IRを担当する部署の設置及び専任教職員の配置」の取組について「専門の担当部署を設置し、専従する専任教員又は専任教員を配置している」と回答していたが、IRを担当する部署が年間を通じて専従する部署ではなかった。

・タイプ1の設問「オフィスアワーの設定」の取組について「全教員について設定している」と回答していたが、一部の教員において実施されていなかった。

- ・タイプ3の設問「他の国内大学等との協定等に基づく、教職員の人事交流の実施」の取組について、「教員又は職員のいずれかにについて実施している」と回答していたが、協定等が相互に派遣・受入の両方ができる内容ではなかった。

このように、指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

私学事業団では、30年度私立大学等経常費補助金事務担当者説明会においても、29年度に引き続き改善策等の具体的事例を取り上げるとともに、改革総合支援事業については、申請ミスの具体的事例を数多く取り上げ、チェック体制の強化を促しました。今後、制度の理解が深まるよう同説明会の内容検討や調査票記入要領の見直しなどを進めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

平成30年度 私立大学等経常費補助金 第一次交付

30年度私立大学等経常費補助金の第一次交付については、625法人843校に対し、1464億4499万8000円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任教員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含みます）、非常勤教員給与費、教育研究経常費、厚生補助費の5費目で、30年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

なお、今回交付の対象とならない教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価

経費、改革総合支援事業及び特別補助については、31年3月に交付する予定です。

表 平成30年度 第一次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算	交付決定額 (資金交付額)
大学	法人 525	校 557	千円 —	千円 137,552,813
短期大学	99	284	—	8,765,493
高等専門学校	1	2	—	126,692
合計	625	843	316,579,476	146,444,998

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎03(3230)

7300-7302・7313

特別補助

☎03(3230)

7303-7305・7312

7309-7311

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)

7306-7308・7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、ご参照ください

被災に伴う費用の処理

Q1 平成30年7月豪雨で被災した学生について、以下の取り組みを考えています。それぞれの会計科目を教えてください。

- ① 交通機関が整っていない区間におけるチャーターバスの運行にかかる費用
- ② 自宅及び下宿先が被害を受けた学生に、30年度の授業料相当額を免除した費用

A ①収入は「(大科目) 付随事業・収益事業収入」「(小科目) 補助活動収入」となります。支出は「(大科目) 管理経費」「(小科目) 賃借料」、又は既存の小科目にあてはめればよいと考えます。

なお、バス経費が複数の学部等にまたがる場合は部門ごとに適切な按分処理が必要です。

②「(大科目) 教育研究経費支出」「(小科目) 奨学費支出」が妥当だと考えます。

今回のようなケースに対応できるように、奨学金規程等を整備しておくこ

助成業務

被災による損害額の表示

ともよいでしょう。

また、金額規模・実施期間など、さまざまな状況を勘案し、適切な機関決定が必要です。

Q2

計算書類において、被災による損害額や復旧費等に関連する費用について、どのように記載すればよいでしょうか。

A

被災による損害額は、事業活動収支計算書の特別収支の「(大科目) その他の特別支出」「(小科目) 災害損失」に計上します。損害額が大きい場合、必要に応じて「震災関連費」という中科目を設けることも考えられます。

なお、復旧費等の原状回復に要する費用については、「災害損失」には該当しません。性質によって「教育研究経費」又は「管理経費」に計上します(災害関係の会計処理については、日本公認会計士協会の公表する「会長通牒 平成23年第2号東北地方太平洋沖地震による災害に関する学校法人監査の対応について」を参照してください)。

留学に伴う受入金の処理

Q3 官民協働海外留学支援制度「トビタテ留学ジャパン」という事業に学生が採択され、大学に80万円が入金されます。この受入科目は何になるのでしょうか。

A

本件は、独立行政法人日本学生支援機構から学生に対する留学費用等の一部負担であることが、募集要項に記載されています。また、学校に対してではなく、学生個人への支援であることも記載されていますので、「(大科目) その他の収入」「(小科目) 預り金受入収入」で処理することが妥当だと考えます。

科学研究費補助金で購入した備品の受け入れ

Q4

転任してきた教員が前任校在籍中に科学研究費補助金で購入した備品を本学で受け入れる場合の受入金額は、どのように算定したらよいでしょうか。

また、受入金額を確定するに当たって、本学での固定資産計上基準額を下回る場合、本学の基準通り消耗品として計上してよいのでしょうか。

A

受入金額は学校法人会計基準第25条の定めにより、通常要すると法人が判断した金額でよいと考えます。その

結果、消耗品となることもあります。

なお、受け入れ科目は「現物寄付」が妥当だと考えます。

期中退学に伴う未納金の処理

Q5

前期40万円の学費について、分納で10万円だけ支払っていた学生が、期中(7月末など)に退学し、30万円が未納となりました。この場合の未納金の会計処理はどのようになるのでしょうか。

A

原則は、30万円を未収計上することになります。この30万円は、大学の債権として、回収努力を継続するべきものです。

しかし、退学・除籍いずれにおいても、未納分の扱いについて、今後は督促をしないと機関決定した場合、会計上は徴収不能額として処理が可能となります。ただし、あくまでも機関決定が必要であり、一部の部署だけで決定し、徴収不能として処理することは適切ではありません。

徴収不能の取り扱いについては、会計の明瞭性等を考慮し、学納金規程等を整備しておくとういでしょう。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

私立幼稚園の収支分析方法のご紹介

私学事業団では、「平成29年度学校法人等基礎調査」を基に28年度決算データを集計した、29年度版『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』と『今日の私学財政（専修学校・各種学校編）』を10月に刊行しました。

本誌11月号において、幼稚園の財務状況についての概略を解説しましたが、今回は事業活動収支計算書の金額を使用した収支の分析方法について紹介します。

園児1人当たり金額で比較する

本誌11月号において紹介している財務比率は、主に経常収入（帰属収入）を100とした場合の構成比率を示しています。この比率は、事業活動収支計算書（消費収支計算書）の金額を用いた算出結果ですが、各学校法人・学校がその要因を確認するためには、別の観点からの分析が必要となります。

次頁の表3は、幼稚園部門における1園当たりの園児数及び園児1人当たりの金額を都道府県別に算出したものです。この人数及び金額を使用することで、各幼稚園において収支状況を平均と比較することができ、財務比率を含めた効果的な分析が可能となります。

具体的な比較方法

具体的な比較を行う前に、平均との比較で差が出た場合の要因を考える必要があります。

表1は、主な科目において、園児1人当たりの平均額と差が現れたときに考えられる理由をまとめたものです。幼稚園の個別事情によるものがない場合、平均と差が現れたときの要因は表1によるケースが多いものと考えられます。

次頁の表2は、東京都内の幼稚園を例（東西幼稚園）にして、28年度の園児数及び金額を東京都の平均と比較し、その要因を考察したものです。

「1園当たり園児数」では、東西幼稚園が180人に対し、東京都の平均は205人となっており、幼稚園の規模が平均より小さいことが分かります。

「学生生徒等納付金」では、東西幼稚園が371千円に対し、東京都の平均は398千円となっており、園児1人当たりの納付金の水準が平均より低いことが分かります。

「経常費等補助金」では、東西幼稚園が273千円に対し、東京都の平均は260千円となっており、園児1人

当たりの補助金が平均より高いことが分かります。この要因として、東西幼稚園が特別な取り組みを行ったことで補助金が増額されたことが考えられます。また、小規模幼稚園に対して補助金が多く交付された結果、相対的に平均より高くなった可能性も考えられます。いずれにしても、補助金については、都道府県の交付基準等を踏まえた検証が必要となります。

「人件費」では、東西幼稚園が460千円に対し、東京都の平均は475千円となっており、園児1人当たりの人件費が平均より低いことが分かります。この要因として、教職員の給与水準が東京都内で低いこと、教職員数自体が少ないこと又は教職員の年齢層が若いことが考えられます。

「経費」では、東西幼稚園が263千円に対し、東京都の平均は243千円となっており、園児1人当たりの経費が平均より高いことが分かります。この要因として、経費支出そのものが多いこと、又は経費支出の金額は東京都内の他の幼稚園と変わらないものの、園児数が少ないため、相対的に平均より高い金額となったことが考えられます。また、経費については、修繕費などの一時的な支出や減価償却額を踏まえた検証も必要になります。

これらの結果、東西幼稚園では、園児1人当たりの経常収支差額が東京都平均より低くなっており、その要因と

して、特に園児数・納付金・経費について検証を行う必要があるといえます。

財務比率と併せてのご活用を

この収支分析方法は、園児数を使用したところに特徴がありますが、表3における都道府県の平均人数・平均額が絶対的な基準ではないことに注意してください。

この園児1人当たりの金額だけでは財政や経営を正確に判断できませんが、各学校法人等におかれましては、本誌11月号で紹介した財務比率と併せて、今後の経営改善を進める際の参考としてご活用ください。

表1 園児1人当たりの金額で平均との差が現れた時に考えられる要因

科目	比較結果	考えられる要因(注1)	科目	比較結果	考えられる要因(注1)
等学生生徒 納付金	平均より高い	納付金水準が高い	人 件 費	平均より 高い	教職員の給与水準が高い 教職員の年齢層が高い 教職員数が多い 園児数が少ない
	平均より低い	納付金水準が低い		平均より 低い	教職員の給与水準が低い 教職員の年齢層が若い 教職員数が多い 園児数が多い
等補助 助金・ 経常 費(注2)	平均より高い	補助金交付額が多い 園児数が少ない	経 費	平均より 高い	経費支出が多い 園児数が少ない
	平均より低い	補助金交付額が少ない 園児数が多い		平均より 低い	経費支出が少ない 園児数が多い

(注1) 要因は一般的に考えられるものであり、幼稚園の個別事情による場合もある。
(注2) 補助金は各都道府県の交付基準により算出されることに留意する必要がある。

お問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
03(3230)7828・7830
7832
Eメール shien@shigaku.go.jp

表2 平均との比較例（平成28年度における東京都内の幼稚園の場合）

科目名(注)	(単位)	東西幼稚園(例)	東京都平均	平均との比較	考えられる要因
1園当たり園児数	(人)	180	205	少ない	—
学生生徒等納付金	(千円)	371	398	低い	納付金水準が低い
経常費等補助金	(千円)	273	260	高い	補助金交付額が多い 園児数が少ない
人件費	(千円)	460	475	低い	教職員の給与水準が低い 教職員数が少ない 教職員の年齢層が若い
経費	(千円)	263	243	高い	経費支出が多い 園児数が少ない
経常収支差額	(千円)	56	65	低い	特に園児数・納付金・経費に 要因があるものと考えられる

(注) 学生生徒等納付金以下の金額は「園児1人当たり金額」を示す。

表3 園児1人当たりの金額一覧（幼稚園部門）

区分	部門数(注1)		1園当たりの園児数		学生生徒等納付金		補助金・経常費等補助金(注2)		人件費		経費(注3)		帰属収支差額・経常収支差額(注4)	
	24年度	28年度	24年度	28年度	24年度	28年度	24年度	28年度	24年度	28年度	24年度	28年度	24年度	28年度
北海道	460	391	131	146	274	241	203	397	334	418	168	203	34	76
青森	104	102	76	72	294	232	231	615	420	581	219	270	△14	128
岩手	81	77	119	123	263	228	253	503	365	495	208	261	36	68
宮城	151	153	158	163	278	306	259	287	343	388	215	223	99	65
秋田	62	62	104	110	280	211	243	678	384	581	222	296	24	104
山形	83	82	127	120	252	214	305	506	409	520	220	284	45	31
福島	122	114	121	134	249	261	317	438	384	494	247	274	72	57
茨城	184	177	149	150	227	205	281	502	349	465	197	239	54	107
栃木	181	176	157	169	326	262	253	479	390	466	192	226	51	107
群馬	117	112	117	128	338	270	280	486	448	514	242	253	△1	72
埼玉	510	516	202	199	344	339	203	244	379	420	226	247	68	46
千葉	390	393	195	184	320	327	205	241	352	404	193	220	57	35
東京	498	528	213	205	397	398	226	260	417	475	224	243	93	65
神奈川	521	535	214	206	395	381	169	263	392	447	204	227	60	73
新潟	103	100	102	122	327	277	364	655	475	612	270	278	17	117
富山	53	51	100	112	314	273	355	564	401	573	299	343	65	20
石川	57	52	118	107	291	333	255	405	379	500	182	276	27	19
福井	30	29	103	110	312	273	276	494	395	492	225	325	86	72
山梨	60	59	105	104	299	262	255	518	419	565	231	276	44	58
長野	100	100	122	120	311	296	219	365	389	462	185	220	45	70
岐阜	92	101	167	177	408	366	229	279	449	427	263	248	11	49
静岡	220	211	170	162	274	272	252	354	363	437	201	231	41	43
愛知	407	403	207	202	235	221	254	318	341	379	185	206	48	44
三重	52	59	180	179	356	348	213	289	391	427	208	244	46	50
滋賀	26	27	136	154	204	235	412	481	363	468	289	225	14	91
京都	143	130	165	140	297	330	277	331	400	499	237	280	25	△0
大阪	378	389	225	221	263	252	253	369	357	419	221	259	48	53
兵庫	200	212	208	202	324	304	224	365	363	448	208	259	81	83
奈良	41	40	132	116	316	334	210	277	413	492	244	283	△31	△40
和歌山	41	39	143	145	229	199	281	381	392	438	204	217	3	24
鳥取	26	27	135	167	370	266	323	457	523	517	255	239	1	58
島根	10	9	53	65	351	202	261	686	528	666	277	312	△77	246
岡山	32	32	162	177	215	199	245	348	358	402	167	207	10	52
広島	164	188	145	153	286	276	299	398	355	414	267	299	61	65
山口	116	111	110	109	194	185	315	511	369	473	190	224	29	81
徳島	10	10	130	124	391	347	195	412	430	587	233	252	19	20
香川	32	34	153	154	282	302	200	307	336	400	178	211	35	64
愛媛	86	71	145	155	266	225	211	429	330	422	160	211	67	105
高知	29	29	111	106	276	286	302	693	420	632	203	296	37	143
福岡	327	353	156	163	337	336	231	291	356	401	209	239	81	75
佐賀	82	84	92	119	342	270	292	550	395	520	226	253	126	119
長崎	123	110	97	112	337	266	255	558	412	543	222	266	62	118
熊本	103	105	129	133	189	180	305	510	332	441	144	215	61	93
大分	62	62	135	139	243	210	290	474	352	448	186	220	67	102
宮崎	113	98	81	100	219	210	336	656	385	518	200	258	56	173
鹿児島	147	138	111	128	232	203	341	609	378	509	220	240	68	140
沖縄	30	34	130	130	304	300	218	315	315	405	204	244	84	72
全国平均	6,959	6,915	165	166	311	298	238	353	375	444	210	240	57	66

(注1) 部門数は『今日の私学財政』で集計した学校法人が設置する幼稚園数である。また、部門数の全国平均部分は合計数である。
(注2) 平成24年度は消費収支計算書における補助金、28年度は事業活動収支計算書における経常費等補助金である。
(注3) 教育研究経費と管理経費を合算した金額である。
(注4) 平成24年度は消費収支計算書における「帰属収入－消費支出」、28年度は事業活動収支計算書における「経常収入－経常支出」である。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑤1

「選ばれる学校」「選ばれる病院」を目指して

学校法人東邦大学 理事長 炭山 嘉伸

学校法人東邦大学は、教育機関として医学部・薬学部・理学部・看護学部・健康科学部の5学部からなる大学、二つの附属中学校・高等学校、一つの看護専門学校、医療機関として3付属病院、2クリニックを擁しています。

本法人は、平成27年に創立90周年を迎え、さらに創立100周年に向けて発展を続けていきます。教育・研究・医療を通じて、社会に貢献、奉仕するという学校法人東邦大学のミッションを果たすべく、強固な財政基盤を確立するとともに、東邦大学のブランド力を向上させるアイデンティティのさらなる確立及びクオリティの向上、ガバナンス機能の強化に努めています。



開設時の面影を残す医学部本館

自然・生命科学の知と学びの
先導的学府になる
(東邦大学)

東邦大学は、女子の理科系教育の向上と健全な人間性の育成を目的に、大正14年に額田豊・晉兄弟により創立された帝国女子医学専門学校を前身としています。戦後の学制改革に伴い男女共学の東邦大学となり、現在では5学部を擁する自然科学系総合大学として、建学の精神「自然・生命・人間」を受け継ぎ、高い倫理観と豊かな人間性を持った、社会に広く貢献できる人材を育成しています。現在も多くの女子学生が在籍するとともに、子育てと仕事の両立を目指す女性医師・研究者の環境整備を目的とした支援を進め、男女問わず活躍できるダイバーシティを推進しています。

特徴的なカリキュラムとして、学部共通教育を行っており、「生命倫理シンポジウム」「実用医療英語」「チーム医療演習」の3プログラムを設置しています。なかでもチーム医療演習では、他学部の学生同士でグループに分かれ、医療現場での事象をワークショップ形式で学ぶことにより、各職種の役割や職種間連携に基づいた医療について

理解を深める機会としています。

また、各学部において国家試験合格率の高位安定化を図っており、効果的なプログラムの構築やきめ細やかな指導を行うことで、昨年は医師96.3%、薬剤師84.9%、看護師96.3%、保健師81.0%、臨床検査技師100%という好成绩となりました。

研究面では、キャンパス周辺の自治体と連携し、産学官連携による地域活性化活動を推進しています。また、静岡大学との包括協定や東京工業大学との研究連携、都立産業技術研究センターとの医工連携による医療機器開発に向けた共同研究等、さまざまな機関との連携を強化しています。

教育研究設備についても、創立90周年記念事業として、習志野キャンパスでは薬学部D館、健康科学部棟、スポーツアリーナ等を、大森キャンパスではキャンパスアメニティ、メディアセンタール、正門外溝等を整備しました。今後、大学の魅力向上のために継続的な整備が必要となります。

東邦大学は、創立100周年に向けてグランドデザインの再構築を行い、「自然・生命科学の知と学びの先導的学府になる」をビジョンとして定めました。大学の発展に向けて全学的な教育・研究の質的向上を図るとともに、ビジョンの実現に向けた戦略を通じて、大学のアイデンティティ及びクオリティをより高めていきます。

プロセスを重視した「自分探しの旅」
(東邦大学付属東邦中学校・高等学校)

東邦大学付属東邦中学校・高等学校は、昭和27年に高等学校を開校、昭和36年に中学校を併設しました。平成29年度からは高校生徒募集を停止し、完全中高一貫教育を開始しています。また、2019年度より英語試験を含む中学帰国生入試を導入します。

昨年、卒業生である金井宣茂宇宙飛行士がソユーズ宇宙船にて国際宇宙ステーションへ飛行したことを受け、金井宇宙飛行士を応援するとともに、生徒の宇宙への関心を高めるために、宇宙教育関連の展示やイベントを開催しました。

学習活動のみならず、学校行事や部活動も含めた学校生活6年間で、生徒一人ひとりが自己の可能性の開拓に向かって主体的に過ごす、プロセス重視の「自分探し学習」を特色としています。



国際宇宙ステーション滞在中の金井宇宙飛行士とのリアルタイム交信イベント

自主独立の気概と科学的精神をもつ リーダーの育成

(駒場東邦中学校・高等学校)

駒場東邦中学校・高等学校は、昭和32年に額田豊が、優れた教育者として知られていた菊地龍道を校長に迎え誕生しました。自主独立の気概と科学的精神を有するリーダーの育成を理念として掲げ、各界に優れた卒業生を輩出してきたことで全国的に知られるようになりました。

教員の適度な助言の下で、体育祭・文化祭を中心とする行事、部活動、各種委員会に至るまで生徒たちを中心に活発な運営がなされています。学習面では、文理どちらにも偏らないカリキュラムを通じて、単純な一つの答えでは問題を解決できない複雑化した現代社会において、他者と協働しながら問題解決に向けて思考し続けようとする姿勢そのものの養成を目指しています。

伝統と実績の承継

(東邦大学佐倉看護専門学校)

平成3年に開校した佐倉看護専門学校は佐倉市及びその周辺地域住民へ充実した医療を提供する看護師の養成を目指し、多くの優秀な卒業生が隣接する佐倉病院や地域病院で活躍しています。

平成31年に最後の卒業生を送り出して閉校しますが、これまで培ってきた伝統と実績は平成29年に新設された健

康科学部看護学科へ発展的に承継されています。

地域に根ざした、安全で質の高い 医療の実践

(付属病院)

東京都大田区の大森病院、目黒区の大橋病院、千葉県佐倉市の佐倉病院に加え、羽田空港の国内線・国際線に2クリニックを擁し、地域に根ざした安全で質の高い医療を実践するとともに、大学病院として教育と研究にも尽力しています。

本年6月には、創立90周年記念事業の集大成として、新大橋病院が移転・開院しました。病床数を抑えたことで1床あたりの面積を拡大し、病室のアメニティを充実させ、ゆとりある療養環境を実現しました。施設内には、通常の外科手術とカテーテル治療の両方に即応するハイブリッド手術室をはじめ、放射線治療装置、MRI、CTなど最新の医療機器を配備し、より一層高度な医療を提供しています。

また、大田区が地域経済の活性化や国際協力の強化を目的として計画している、「羽田空港跡地第1ゾーン整備事業」に本法人も健康医療分野の事業を展開する予定となっており、医療サービスのさらなる向上が期待されます。

日本の医療は現在、団塊の世代が75歳に突入する2025年に向けた地域医療構想のもと、病院完結型から地域

完結型へと転換が図られています。高度医療機関として、地域医療機関から紹介された患者さんを速やかに診断・治療し、急性期を過ぎたら直ちに地域へお返しする。機能の異なる医療機関が連携し、地域全体で患者さんを診るしくみが必須となっています。

三つの付属病院ではこれまでも地域連携に力を入れており、医師をはじめとする病院スタッフによる医療機関の訪問など、「顔の見える連携」を推進してきました。患者さんの紹介・逆紹介率も高く、近年では入院前から退院後まで一貫して患者さんを支援する専門部署を設置し、他医療機関とのシームレスな診療に努めています。

また、地域医療機関との連携は、全国的な課題である医療関係者の働き方改革にも効果が期待されます。大森病院では平成18年から、大田区三医師会の協力により夜間の小児救急を地域の医療機関から派遣された医師が診療しています。これを一つのモデルとし、地元医師会や医療機関、行政との間で十分な協力・連携を図ることで、患者さんへ満足度の高い医療サービスを提供し、本法人の教職員がいきいきと働ける職場づくりに努めています。

創立100周年に向けて

今後、教育と医療を取り巻く環境は少子高齢化、医療の高度化により厳しくなることが予想されます。このよう

な経営環境に鑑み、経営基盤を一層強化させ、設備投資等を行うことで、より良い教育・医療を提供し、広く社会に貢献していきたいと考えています。次なる100周年に向けてさらに「選ばれる学校」「選ばれる病院」であるべく、教育・研究・医療の質の向上へ積極的に取り組み、法人運営を引き続き進めていきます。



平成30年6月に開院した新大橋病院

寄稿者紹介

炭山 嘉伸(すみやま よしのぶ)
大橋病院病院長を経て平成21年より現職。日本私立医科大学協会副会長。

災害復旧にかかる私学事業団の制度のご案内

平成30年に発生した災害により甚大な被害を受けた学校法人等の関係者並びに被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

私学事業団では、災害により被災された学校法人等に対する融資事業、寄付金募集支援及び加入者やその被扶養者に対する短期給付事業、貸付事業等を行っています。

災害復旧事業に対する融資制度

融資部 融資課

本事業団では、災害により被災された学校法人等の復旧事業を支援するための低利融資制度を設けています。

このたび、激甚災害により被災した場合に当面必要となる資金を、通常よりも有利な条件で融資する「災害復旧経営資金」を創設しました。

災害復旧経営資金（新設）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき激甚災害（本激）に指定された災害により被災し、被害の程度の著しい学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金の低利融資です。

融資金利 0・01%固定※

返済期間 7年以内（うち据置3年以内）

その他の災害復旧支援融資

災害復旧費（特別災害）

激甚災害に指定され、国から補助金を受ける私立学校等の災害復旧事業（建物等を原形に復旧するもの）に対する低利融資です。

融資金利 0・4%固定※

返済期間 25年以内（うち据置2年以内）

災害復旧費（一般災害）

特別災害以外の災害復旧事業に対する低利融資です。

融資金利 0・4%固定※

返済期間 20年以内（うち据置2年以内）

※平成30年12月1日現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は私学事業団ホームページにてご確認ください。

融資対象となる法人等について

本事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含みます）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

また、専修学校及び各種学校については、対象となる学科・課程が定められています。詳しくは融資課にお問い合わせください。

災害復旧支援融資の詳細は、私学事

業団ホームページ（助成業務のご案内）
▼融資▼災害復旧にかかる融資のご案内）をご覧ください。

自然災害からの復旧事業として行う寄付金募集支援

助成部 寄付金課

被災された私立学校の皆様へ

本事業団では、自然災害により被災された学校法人が取り組む復旧事業に充てることを目的とした寄付金募集を支援するため、「私立学校寄付金ポータルサイト（<https://kifu-portal.shigaku.go.jp/>）」の検索機能の一つとして「災害復旧支援のための寄付募集」を設けています。

本サイトは、私立学校の寄付金募集に関する情報を広く社会一般に一括して公表するものであり、特に私立学校に対する支援を考えている方々が、寄付目的に応じて寄付先を選択できる機能を設けることで、私立学校への寄付の促進を図ることを目的としています。

特に自然災害からの復旧事業は予め備えることが困難であり、復旧事業の実施には、広く社会からの支援を求めることが必要です。

「災害復旧支援のための寄付募集」による検索機能はメニューボタンの最上位に位置させており、本サイトにおいても最優先事項としていますので、災害復旧事業の一助として、寄付金の

募集と本サイトの活用をぜひご検討ください。

本サイトへの情報掲載には、本事業団が指定するエクセルファイルに寄付募集の情報を入力し提出するだけであり、インターネットやホームページ等作成にかかる特別な知識や経験は一切必要ありません。詳細は寄付金課までご相談ください。

また、本事業団では、寄付金募集にかかる各種相談も承っていますので、こちらもご活用ください。

学校法人の災害復旧支援として寄付をお考えの方へ

平成30年度に発生したさまざまな自然災害は、私立学校が取り組む教育や研究に多大な影響を与えています。

被災した多くの私立学校が現在も復旧事業に取り組んでおり、引き続き皆様からの支援が必要な状況です。

企業等法人におかれましては、本事業団を通じて、指定された私立学校に寄付をする、受配者指定寄付金制度をご利用いただくことにより、寄付金の全額が損金に算入可能です。

私立学校に学ぶ多くの子ども達のためにも、ぜひ学校法人に向けてご支援をお願いします。

加入者等に対する災害見舞金等

業務部 短期給付課

加入者（任意継続加入者を含みます）

やその被扶養者が、水震火災、その他の非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金を請求できます。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額額の0・5～3か月分の金額

災害見舞金付加金

①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60％に相当する金額
②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額額の0・5か月分の金額

請求に必要な書類

①「災害見舞金等請求書」
②市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書（請求書の中に証明欄があります）又は、「り災証明書」（損害の程度が明記されたもの）
③「災害状況明細書」

請求に当たっては、被害の状況を確認のうえ短期給付課までお電話ください。請求書等を送付します。

加入者に対する災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災、その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに、災害貸付を利用することができます。

災害貸付

申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

貸付額

標準報酬月額額の6か月相当額の範囲内（限度額200万円）

貸付利率

年2・00％（平成30年6月特例利率）

請求に必要な書類

①「貸付申込書」
②「借用証書」
③公的機関が発行する「り災証明書」
学校法人等を通して申し込みをしてください。

申込受付期間

災害発生日以後6か月以内

※災害の状況に応じて特例措置が適用されます。詳細は、私学事業団ホームページ「災害への対応」をご覧ください。

問い合わせ先

私学振興事業本部

融資部 融資課

☎03(3230)7862～7867

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成部 寄付金課

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

共済事業本部

☎03(3813)5321（代表）

共済業務

平成30年 共済業務の年間報告

【資格関係】

●国民年金第3号被保険者の届出用紙の変更（4月）
●電子媒体申請における「フロッピーディスク」の取り扱い終了（4月）
●標準報酬月額改定（随時改定）の年平均額による保険者決定の導入（10月）

【掛金関係】

●短期給付等掛金率を8・232％に据え置き（4月）
●短期給付等掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」3・52％を3・48％に改定（短期給付等掛金率の内訳）（4月）
●介護掛金1・361％を1・424％に改定（4月）
●退職等年金給付の掛金率を1・5％に据え置き（4月）

●子ども・子育て拠出金率0・23％を0・29％に改定（4月）
●加入者保険料（軽減保険料率）14・265％を14・619％に改定（9月）

【短期給付（医療）関係】

●治療用器具にかかる療養費等請求時の添付書類の変更（4月）
●マイナンバー制度における情報連携の試行運用の開始（7月）、本格運用の開始（10月）
●高齢受給者の高額療養費の自己負担限度額の変更（8月）

【年金等給付関係】

●マイナンバー制度における情報連携開始の延期（3月）
●厚生年金給付・共済年金給付の年金額の据え置き（4月）
●退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知の送付（4月）
●フィリピンとの社会保障協定の発効（8月）

●退職等年金給付の基準利率0・00％を0・06％に改定、併せて年金現価率を改定（10月）

【福祉事業関係】

●第三期特定健康診査等実施計画の策定（1月）
●海外研修旅行の終了（3月）
●第二期データヘルス計画の策定（3月）
●特定健診等実施率向上への取り組み（4月）
●ヘルスケアポイントの創設（7月）
●学生就職活動サポートセンターの一部縮小（7～9月）

【災害関係】

●東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う一部負担免除の延長（3月）
●平成30年7月豪雨にかかる災害見舞金等の現地受付（9月）

【私学共済ホームページ】

●事務担当者用ページのパスワードを変更（3月）
●加入者用ページのパスワードを変更（6月）
●URL変更（https化）（10月）

平成29年度 特定健康診査等の実施結果

引き続き実施率目標達成に向けたご協力をお願いします

福祉部 保健課

学校法人等からの特定健診等結果データの提出協力に基づき、平成29年度特定健康診査等（以下「特定健診等」といいます）の実施結果は、表1、2のとおりとなりました。

特定健診受診率については、合計で前年度の65・4％から65・5％となりました。そのうち受診券を送付している被扶養者等の受診率は30・0％にとどまり、目標を大きく下回る結果となりました（表1参照）。

特定保健指導については、忙しくて受診する時間が取れない、近くに受診できる場所が少ないなどの理由から、

平成29年度特定健康診査等の実施結果報告（抜粋）

表1 特定健診実施者数（単位：人）

区 分	a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a + b)
A 対象者数	294,334	109,082	403,416
B 実施者数	231,531	32,729	264,260
実 施 率 (B/A)	(78.7%)	(30.0%)	(65.5%)
実施率目標	92.0%	69.0%	85.0%
目 標 差	△13.3%	△39.0%	△19.5%

表2 特定保健指導対象者及び終了者数（単位：人）

区 分	a 加入者	b 被扶養者等	合 計 (a + b)
健診実施者 A 評価対象者数（※2）	231,588	32,739	264,327
対 象 者	B 動機づけ支援 (B/A)	22,368 (9.7%)	1,908 (5.8%) (9.2%)
	C 積極的支援 (C/A)	19,724 (8.5%)	604 (1.8%) (7.7%)
終 了 者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,538 (11.3%)	139 (7.3%) (11.0%)
	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,634 (8.3%)	38 (6.3%) (8.2%)
	終了者数合計 実施率 〈(D+E)/(B+C)〉	4,172 (9.9%)	177 (7.0%) (9.8%)
目 標 等	実施率目標	30.0%	30.0% 30.0%
	目 標 差	△20.1%	△23.0% △20.2%

※1 詳細は、私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶福祉事業関係▶特定健診・特定保健指導〕に掲載しています。

※2 健診実施者には、すべての健診は受診できなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者も含まれています。

実施率は加入者、被扶養者等ともに低い状況が続いています（表2参照）。対象者の利便性を考慮した会場型及び学校訪問型の特定保健指導（※1）も実施していますので、加入者等の健康管理にぜひお役立てください。

特定保健指導対象者への受診勧奨

特定健診等結果データを受理した後、その人に適応した健康情報冊子「QUIP iO（クピオ）」（特定保健指導が必要な人には利用券を同封）を学校法人等宛てに送付しています。対象者への配付及び特定保健指導の受診勧奨

奨にご協力ください。

平成30年度特定健診等結果データ提出時のお願い

平成30年度の健診結果データは随時受け付けていますが、提出期限の直前は非常に受付件数が集中します。このため、健診結果データの登録作業等が集中し、QUIP iO等の発送が遅延する場合があります。健診結果データは健診終了後、速やかに提出してください。

また、健診結果データは、私学事業団の健診結果提出用エクセル形式、CSVデータ形式、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成していただく、健診データチェック機能（※1）を活用することができます。不備データの解消のために、可能な限り電子データでの作成をお願いします。

平成30年7月豪雨にかかる加入者及び被扶養者の一部負担金免除の措置を延長します

業務部 短期給付課

平成30年7月豪雨にかかる加入者及び被扶養者の一部負担金免除の措置を、31年2月28日まで延長します。

12月31日までは、「一部負担金免除等証明書」がなくても一部負担金免除措置の対象となりますが、31年1月1日以降は、「一部負担金等免除証明書」の提示が必要となりますので、申請してください。また、有効な一部負担金等免除証明書を医療機関の窓口に表示できずに一部負担金を支払ったときは、その負担した分について私学事業団に対し、還付請求することができます。

詳細は、私学共済ホームページ〔災害への対応（共済業務）▶平成30年7月豪雨への対応（共済業務）▶短期給付関係（医療機関の窓口負担の免除）のお知らせ〕をご覧ください。短期給付課までお問い合わせください。

平成30年7月豪雨にかかる現地受付（災害見舞金等の請求受付）の報告 企画室

9月7・8日、14・18日に、中国・四国地方において災害見舞金等の現地受付を実施しました。受付件数は53件、約6千万円の給付決定を行いました。未請求の方へ請求手続きをされるよう、ご案内をお願いします。

本格運用開始時点において「情報連携が可能な事務手続き及び省略可能な書類」は、下表をご覧ください。
なお、今後も情報連携により書類の省略が可能であると確認できた事務手続きは、随時、私学共済ホームページ（マイナンバー（社会保障・税番号）制度について）及び広報誌等でお知らせします。

情報連携が可能な事務手続き及び省略可能な書類

私学事業団の短期給付事業におけるマイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供（以下「情報連携」といいます）は、平成30年7月から試行運用を行ってきました。このたび情報連携により所得等に関する情報が確認できた下表の事務手続きについて、30年10月より本格運用を開始しました。

本格運用の開始

平成30年10月から
マイナンバー制度における
情報連携の本格運用を
開始しました（短期給付事業）
企画室

表

手続きの概要	省略可能な書類	届出用紙 ※請求方法
○ 被扶養者にかかる後期高齢者医療制度の被保険者資格の得喪確認（担当課：資格課）		
後期高齢者医療制度の被保険者になるため、被扶養者の資格を喪失する手続き又は後期高齢者医療制度の資格を喪失し被扶養者として私学共済に加入するための手続き	健康保険証（後期高齢者医療被保険者証の写し）又は被保険者資格証明書（後期高齢者医療制度資格証明書）	後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書 ※私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。
○ 入院時食事療養費減額のための所得確認（担当課：短期給付課）		
加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の差額支給決定をするための手続き	課税証明書 （住民税非課税の場合）	入院時食事療養費・家族療養費（食事分）差額請求書 ※短期給付課へ電話でご請求ください。
○ 入院時生活療養費減額のための所得確認（担当課：短期給付課）		
65歳以上の加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の差額支給決定をするための手続き	課税証明書 （住民税非課税の場合）	入院時食事療養費・家族療養費（食事分）差額請求書 ※短期給付課へ電話でご請求ください。
○ 高額療養費限度額減額のための所得確認（担当課：短期給付課）		
加入者又は被扶養者が、自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を行うための手続き	課税証明書 （住民税非課税の場合）	限度額適用・標準負担額減額認定申請書 ※短期給付課へ電話でご請求ください。
○ 高額療養費の支給決定（担当課：短期給付課）		
加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った医療費から高額療養費の支給決定をするための手続き	課税証明書 （住民税非課税の場合）	療養費・家族療養費等請求書 ※私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。
○ 高額介護合算療養費限度額減額のための所得確認（担当課：短期給付課）		
高額介護合算療養費の支給決定をするための手続き	課税証明書 （住民税非課税の場合）	高額介護合算療養費支給兼自己負担額証明書交付申請書 ※短期給付課へ電話でご請求ください。

被扶養者の収入限度額

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与収入だけの人	130万円未満	130万円未満
給与収入以外（年金収入を除きます）の所得のある人	130万円未満	130万円未満
障害年金（公的年金）を受給している人	180万円未満	180万円未満
老齢・退職・遺族年金等（公的年金）を受給している人	130万円未満	180万円未満

父母を認定する場合の収入限度額の合算額の例

いずれの事例も、加入者の年収見込み額が父母の収入合計額を上回っていると仮定します。

事例A	所得の種類	収入	収入限度額
父 62歳	公的年金等	170万円	< 180万円
母 61歳	パート収入（年金なし）	80万円	< 130万円
父母の世帯収入合計額		250万円	< 310万円

⇒父母のそれぞれの収入額、父母の世帯収入のいずれも、収入限度額（合算額）未満なので、**父母ともに被扶養者として認定できます。**

事例B	所得の種類	収入	収入限度額
父 68歳	公的年金等	190万円	> 180万円
母 65歳	公的年金等	130万円	< 180万円
父母の世帯収入合計額		320万円	< 360万円

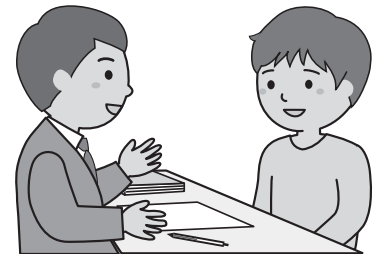
⇒父母の世帯収入は収入限度額の合算額未満で、**母**は収入が収入限度額未満なので被扶養者として**認定できます**が、**父**の収入は収入限度額以上のため被扶養者として**認定できません。**

事例C	所得の種類	収入	収入限度額
父 70歳	公的年金等	250万円	> 180万円
母 68歳	公的年金等	120万円	< 180万円
父母の世帯収入合計額		370万円	> 360万円

⇒母の収入は収入限度額未満ですが、父母の世帯収入（370万円）が父母の世帯収入限度額の合算額（360万円）より多いので、**父母ともに被扶養者には認定できません。**

Q2 外国籍の家族を被扶養者に認定できますか。 また、必要な添付書類は何ですか。

A 被扶養者の要件を備えていることが確認できれば、認定できます。被扶養者として申請する人及び加入者の国籍は問いません。扶養する人の続柄や収入等の確認は日本国籍の人と同様に行います。添付書類の代表的な例は次のとおりです。



書 類	内 容
①加入者との続柄、被扶養者の氏名・生年月日・性別が確認できる書類	加入者が世帯主の場合、配偶者又は子の認定は住民票でも可。加入者が世帯主でない場合や、配偶者・子以外の認定の場合は、戸籍に相当する証明や本国の証明等が必要です。
②被扶養者の収入を確認する書類	収入書類は「平成30年版 事務の手引」105頁を参照してください。なお、収入がない人で、最近来日し1月1日現在日本に住所を有していないため市区町村の非課税証明書が交付されない場合は、その旨及び今後国内外における収入の見込みがない旨を記載した口述書と、パスポートの写し（氏名・生年月日及び出入国年月日が記載された箇所）を添付してください。
③国民年金第3号被保険者関係届	加入者が65歳未満で、配偶者が20歳以上60歳未満の場合に提出してください。国内に居住していない場合も必ず提出してください。ただし、配偶者が③の届書にマイナンバーを記入した場合、④の提出は不要です。
④国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届	

ポイント

外国語で記載されている証明等を添付する場合は、必ず和訳（訳者の記名・押印が必要）を添付してください。

被扶養者認定申請事例(父母の認定、外国籍の家族の認定)

業務部 資格課

被扶養者認定申請事例の最終回となる今回は、父母の認定と外国籍の家族の認定について説明します。被扶養者の基本的な事項は、「平成30年版 事務の手引」97頁第7章を参照してください。

Q1 父親(65歳)が会社を退職しました。退職後は200万円の年金収入のみとなります。また、健康保険の任意継続はせず国民健康保険に入ります。父親は収入限度額以上の収入があるので、被扶養者にはなれないと思いますが、これまで父親の被扶養者となっていた母親(60歳)を私(加入者)の被扶養者にできますか。母親は年金も他の収入もありません。なお、私の収入は600万円で、両親とは別居していますが、これからは仕送りなどをしていくつもりです。

A 父親の退職を事由として母親を被扶養者に認定することができます。ただし、父親は配偶者である母親を優先して扶養する立場にあるため、父親の収入や健康保険の状況を確認のうえ、主として加入者の収入により生計を維持していることが確認できる場合に限られます。今回の事例は、以下1) 2) 3) の確認により被扶養者として認定できます。



今回の事例	確認内容
1) 母親は60歳以上だが、現在年金を受けておらず他の収入もない。	60歳以上の場合の収入限度額は、公的年金収入がないときは130万円未満であり、母親の収入は限度額未満である(公的年金収入があるときの限度額は年収180万円未満。12頁被扶養者の収入限度額参照)。
2) 父親は退職後に健康保険の任意継続はしない(国民健康保険に加入する)。	父親は被用者健康保険に加入せず、国民健康保険の適用である。
3) 父母の世帯収入は200万円(父親200万円+母親無収入)で、加入者の年収見込み額は600万円である。	父母の収入限度額の合算額は310万円(父親180万円+母親130万円)なので、父母の世帯収入合算額は限度額を下回っている。かつ、父母の世帯収入合算額は、加入者の年収見込み額よりも少ない。

添付書類は次のとおりです。

書 類	内 容
①加入者及び母親の戸籍謄本	続柄及び母親の生年月日、父親の状況を確認します。
②父親の雇用保険離職票の写し又は退職証明書	父親の退職年月日を確認します。
③父親の国民健康保険証の写し	父親が被用者健康保険制度に加入していないことを確認します。
④母親の最新の非課税証明書	母親の収入(年金以外の収入が全くないこと)を確認します。
⑤母親が公的年金を受給していない理由を記載した口述書(母親の記名・押印が必要)	60歳以上の人を被扶養者認定する際は、年金の受給状況を確認するため、母親が公的年金を受給していない理由を確認します。
⑥父親の退職後の年金額が分かる改定通知書の写し	父親の退職後の収入を確認します。
⑦母親を扶養する具体的な理由書(加入者の記名・押印が必要)	同居・別居の状況、仕送りの状況等、加入者が生計を維持している実態について確認します。

ポイント

認定に当たっては母親の収入が限度額未満であることが条件ですが、扶養義務には優先順位があり、夫婦相互扶助義務の観点から、父親に被用者健康保険(任意継続を含みます)の適用がある場合は母親を加入者の被扶養者に認定できません。また、父母の収入の合計額が父母それぞれに適用される収入限度額の合計額を上回っている場合や、加入者の収入より多い場合も被扶養者に認定できません。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

「賞与等支給報告書」は、あらかじめ賞与等の支給月として報告されている予定月の前月に、学校法人等へ送付します。ただし、電子媒体及び電算用紙による賞与等の報告を登録した学校法人等には、報告書は送付しません。

賞与等を支給したときは、支給日（同月内に複数回、賞与等を支給した場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金等は、12月18日(火)受付分までを、12月分の掛金等（1月送付）で調定する予定です。

【賞与等支給報告の注意点】

- ・賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等を支給していない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与等区分分までを二重線で抹消してください。抹消せずに0円や空欄の報告書を提出すると「未確認連絡書」が送付されます。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- ・記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・電子媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

加入者向広報「レター」1月号及び
年金者向広報「共済だより」1月号等の発送

加入者向広報「レター」1月号を1月初旬から学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は11月末現在の加入者数です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）。詳しくは送付状を確認してください。

到着しましたら、加入者への配付をお願いします。不足の場合は、広報班まで連絡してください。

なお、年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として同封します。年金者宛てには1月中旬に発送します。

加入者向広報「レター」は、私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶レター〕でも閲覧できます。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

1月4日(金)送金分は12月14日(金)、1月22日(火)送金分は12月28日(金)が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

私学共済ホームページをご活用ください

◎事務担当者用ページ

共済業務スケジュールや事務担当者の基礎知識等を掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは、毎号本頁の右上に掲載しています。

◎様式用紙等のダウンロード

①キーワード②内容(分類)別③用紙名(あいうえお順)の三つの方法から必要な用紙を探することができます。

◎加入者用ページ

私学共済制度の概要等、刊行物、健康管理に役立つ（メンタルヘルス等相談サービスの利用方法等）を掲載しています。ユーザー名・パスワードは、加入者向広報「レター」11月号（Vol. 124）の25頁又は「私学共済ブック2018」〔保健・宿泊編〕の203頁に掲載しています。

【広報相談センター 広報班】

12月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 11月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 医療・日常事故コース加入申込締め切り
20日(木)	貯金 送金
25日(火)	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 11月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 12月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 1月22日送金申し込み締め切り

1月の共済業務スケジュール

4日(金)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(日)	貸付 12月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 2月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り



年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では12月29日(土)から1月3日(木)までの年末年始をお休みとさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等宛てに送付しています。
限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。
また、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕にも掲載していますのでご活用ください。



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページ上のシステムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含みます)

12月28日(金)午後5時45分～1月4日(金)午前10時

e-マネージャ

12月18日(火)午後5時45分～1月下旬(開始日は別途ご案内します)

※e-マネージャの休止期間中、大学ポर्टレートに掲載されている教育情報の更新はできません。

※上記のページ以外は通常どおり閲覧できます。



私学事業団ホームページの常時SSL/TLS化 (https化)

私学事業団では、皆様により安全に私学事業団ホームページを利用いただくために、セキュリティ強化対策として常時SSL/TLS化 (https化) を行い、**私学事業団トップページ**と**助成業務ホームページ**についても、対応を完了したことをお知らせします。新しいURLは本誌14頁の左上を参照してください (旧URLにアクセスした場合でも自動的に新URLへ転送されますが、ブックマークやお気に入り登録されている場合は、お手数ですが新URLに再登録をお願いします)。

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
 (江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分)

冬の鎌倉プラン

比較的温暖な冬の鎌倉は、都会の喧騒を忘れさせてくれます。この時期に静かな寺社や海を満喫し、散策後は鎌倉「あじさい荘」でおくつろぎください。

1泊2食(1名1室/1名様) 10,800円
 (2~4名1室/1名様) 9,300円

取扱期間:平成30年12月1日~31年2月28日(年末年始を除きます)



夕食(イメージ)



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
 JR「仙台」駅東口徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅徒歩1分
 東北自動車道・仙台宮城インターより市内中心部方向に車で約20分
<https://www.hotelgp-sendai.com/>

超お得!国産牛ステーキ付プラン

12月14日~31日に「SENDAI 光のページェント」が開催されます。定禅寺通を会場にケヤキ並木に数十万のLED電球が取り付けられたイルミネーションはまさに「光の回廊」となります。

1泊2食(1名1室/1名様) 8,800円~

取扱期間:通年(年末年始を除きます)

- ・夕食は厳選された国産牛を丹精込めて焼き上げたステーキセット、朝食は豊富なメニューの和洋バイキングをお召し上がりください。
- ・和食希望の方には「きんき一夜干しとマグロ刺身夕食プラン」もございます。



国産牛ステーキ(イメージ)

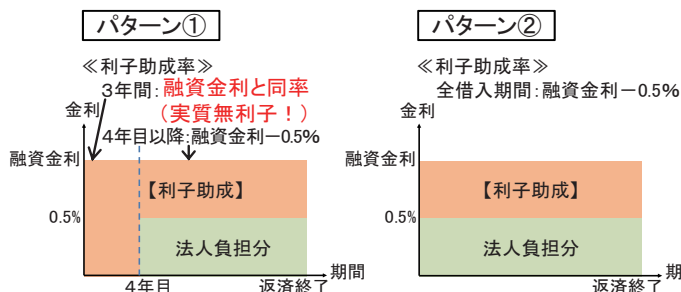


ケヤキ並木のイルミネーション

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか?

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください!

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(平成30年12月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.70	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp